

中井町監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和8年5月18日

中井町監査委員 小澤 勲

中井町監査委員 井上 泰弘

第1 監査の結果

請求のうち、中井町生涯学習施設整備基本構想・基本計画策定及び設計事業者選定公募支援委託業務契約（以下「本件契約1」という。）については却下し、中井町生涯学習融合施設（仮称）利活用検討業務委託契約（以下「本件契約2」という。）については棄却する。

第2 監査の請求概要

【監査請求人】

A氏及びB氏 全2名

【監査対象】

町長及び副町長

【請求年月日】

令和8年3月30日

【請求の内容（以下、一部修正箇所を除き、原文のとおり記載）】

1、住民監査請求書

（1）請求の要旨

本件契約1及び本件契約2は、法第234条に定める契約の原則及び地方自治法施行令（以下「法施行令」という。）第167条の2に基づく随意契約の要件を満たしておらず、違法又は不当な財務会計行為に該当する。

すなわち、地方公共団体の契約は原則として競争入札によるべきところ、随意契約は例外的に厳格な要件の下でのみ許容されるものである。しかしながら、本

件契約 1 及び本件契約 2 においては、随意契約を選択するに足る合理的理由及び相当性が認められず、競争性・透明性・公平性を欠いたまま締結されている。

よって、本件契約 1 及び本件契約 2 は法令の趣旨に反し、地方自治体の財務会計行為として違法又は不当である。

以上の理由により、監査委員は法第 242 条第 1 項に基づき、必要な措置を講ずるよう勧告されたい。

①本件契約 1（令和 6 年度及び令和 7 年度に係る各契約を含む）及び本件契約 2（令和 6 年度及び令和 7 年度に係る各契約を含む）に基づく今後の公金支出について、これを差し止めること。

②既に支出された公金について、違法又は不当な支出であることを前提として、その全部又は一部につき返還請求その他必要な措置を講ずること。

③本件契約 1 及び本件契約 2 の締結及び支出決定に関与した町長と副町長に対し、町に生じた損害について損害賠償請求を行うこと。

④今後同様の違法又は不当な随意契約が行われることのないよう、随意契約の適用基準の明確化、意思決定過程の記録の作成及び保存の徹底、複数見積の取得その他必要な再発防止措置を講ずること。

（2）請求の理由

①本件契約 1 及び本件契約 2 の概要

本件契約 1 及び本件契約 2 は、生涯学習施設整備に係る基本構想・基本計画策定及び設計者選定支援業務、運営支援等を内容とするものであり、令和 6 年度及び令和 7 年度にわたり、同一事業者である C との間で継続的に随意契約として締結されたものである。

本件業務は、その性質上、複数の事業者による履行が可能な一般的なコンサルティング業務である。

②随意契約要件の不充足

法及び関係法令は契約について競争入札を原則とし、随意契約は例外的に限定された場合にのみ許容されるものである。しかし、本件業務はワークショップ運営、計画策定支援、設計者選定支援等から構成され、いずれも複数事業者による履行が可能であるにもかかわらず、他の事業者に関する調査や比較検討の過程は確認できない。

したがって、「当該事業者以外にない」とする判断は客観的根拠を欠き、本件契約 1 及び本件契約 2 は随意契約の法的要件を満たしていない。

③意思決定過程の違法性（業者ありきの構造）

本件においては、契約の必要性や業務内容の検討に先立ち、特定の事業者への依頼を前提とした議論が行われている。議事録によれば、町長自らが当該事業者への相談や関与を前提とする発言を行い、事業の検討が当該事業者を前提として進められている。さらに、町長は当該事業者について知人であり、自ら

提案した旨を認めており、本件契約1及び本件契約2の公正性及び透明性には重大な疑義がある。このように、本件契約1及び本件契約2は合理的な比較検討の結果ではなく、特定事業者への発注を前提として構築されたものであり、手続の公正性を著しく欠き、裁量権の逸脱又は濫用に該当する。

④スケジュールを理由とした裁量権の濫用

本件では、令和8年度工事着工というスケジュールが先行して設定され、その達成のために外部コンサルタントへの依存が不可避であるかのような議論がなされている。

しかし、当該スケジュールは町が自ら設定したものであり、これを理由として競争入札を回避することは認められない。

したがって、本件は自ら設定した制約をもって随意契約を正当化するものであり、裁量権の濫用に該当する。

⑤価格の妥当性の欠如

本件契約1及び本件契約2においては、見積書は単一事業者からのみ取得されており、複数見積りや市場価格との比較検討は行われていない。町の説明も「この程度の費用である」との主観的判断にとどまり、客観的な価格検証はなされていない。

したがって、本件契約に基づく公金支出は経済性を欠き、違法又は不当な財務会計行為に該当する。

⑥継続的随意契約による違法性の増大

本件契約1及び本件契約2は、令和6年度及び令和7年度にわたり、同一事業者との間で継続的に随意契約が締結されている。しかし、随意契約は例外的手法であり、契約ごとにその適法性及び必要性が個別に厳格に検討されなければならない。にもかかわらず、本件においては前年度契約の延長として随意契約が継続され、競争性の確保が全く図られていない。このような継続的随意契約は制度の趣旨を没却するものであり、随意契約の濫用に該当する。

⑦町の説明の不合理性

町は本件契約1及び本件契約2について「専門性が必要」「当該事業者しかない」等と説明するが、これらは随意契約の法的要件を満たすものではない。また、議事録上は他社検討の形跡が認められないにもかかわらず、「他社を調査したが見当たらなかった」とする説明は、その根拠が不明であり、事後的な理由付けの疑いがある。さらに、本件事業者であるCの提出した業務実績資料によれば、約160件に及ぶ実績の大半は図書館関連事業であり、本件のような「生涯学習施設整備に係る総合的コンサルティング業務」に特化した唯一無二の事業者であるとは認め難い。

⑧町長及び副町長の責任

町長は契約締結及び公金支出の最終決定権者として高度の注意義務を負うにもかかわらず、自ら特定事業者を提案し、本件契約1及び本件契約2を締結

した。この過失は重大であり、町長は本件契約1及び本件契約2により生じた損害について賠償責任を負うべきである。また、副町長についても、事前に問題点を認識し得たにもかかわらず是正措置を講じなかった点において、その関与の程度に応じた責任を免れない。

(3) まとめ

以上のとおり、本件契約1及び本件契約2は、随意契約の要件を欠き、意思決定過程の公正性及び透明性を著しく欠いた違法又は不当な契約である。さらに、本件は単発の問題ではなく、同一事業者への継続的な随意契約という構造的問題を有しており、その違法性又は不当性は一層重大である。

よって、本件契約1及び本件契約2に基づく公金支出は違法又は不当な財務会計行為であり、町長、副町長に対する損害賠償請求等の措置が講じられるべきである。

2、補正書

(1) 請求の要旨の補正

請求の要旨については、法第242条第1項の趣旨に照らし、以下のとおり整理する。

- ①本件契約1及び本件契約2に基づく公金の支出の差止め及び既支出金の返還請求並びに町長及び副町長に対する損害賠償請求の措置を求める。
- ②本件契約1及び本件契約2において随意契約の要件を満たさないまま契約が締結されたことに鑑み、今後同様の違法又は不当な財務会計行為が行われることのないよう、当該契約手続に関する基準の明確化、意思決定過程の記録及び保存の徹底並びに複数見積の取得等、財務会計行為の適正を確保するために必要な措置を講ずること。

(2) 住民監査請求の期限について

本件契約1及び本件契約2の違法性又は不当性は、情報公開請求により入手した庁内会議資料、契約関係資料及び議会議事録等を総合的に検討することにより、初めて具体的かつ客観的に把握することが可能となったものである。

これらの資料は、監査請求人が段階的に情報公開請求を行うことにより入手したものであり、契約締結時点においてはその全容を把握することができなかった。特に、本件においては、特定事業者を前提とした意思決定過程、他事業者の検討を行っていない実態、価格の妥当性検証の欠如、といった違法・不当性の核心部分は、議事録及び内部資料の精査によって初めて明らかとなったものである。したがって、本件請求は「正当な理由」がある場合に該当し、法第242条第2項ただし書の要件を満たすものである。

(3) 損害の内容及び損害額の具体化

本件契約1及び本件契約2により町に生じた損害は、以下のとおりである。

①最高裁判例との関係

最高裁平成6年9月8日判決は、住民監査請求において、当該財務会計行為により地方公共団体に具体的な損害が生じていること、又は生じるおそれがあることを要すると判示している。本件においては、

- ・競争性を欠く随意契約により適正価格を上回る支出が行われていること。
- ・複数見積が行われておらず価格の妥当性が検証されていないこと。
- ・継続的随意契約により競争機会が排除されていること。

から、財政的損害が現実発生している、又は発生する蓋然性が高い。

本件契約額（合計約1,500万円）に照らせば、一般に地方公共団体の委託業務においては、競争入札や複数見積により概ね5～15%程度の価格低減が見込まれるとされていることから、少なくとも数十万円から200万円程度の過大支出が生じた可能性がある。

②過大支出による経済的損害

本件契約1及び本件契約2は、単一事業者からの見積のみに基づき締結されており、複数見積による価格競争が行われていない。契約規則においても、随意契約に際しては「なるべく2人以上から見積書を徴する」ことが求められているにもかかわらず、本件ではこれが履行されていない。

また、同種のコンサルティング業務においては、複数事業者による提案比較や価格調整が通常行われており、競争過程を経ることで価格の適正化が図られるのが一般的である。

その結果、本来競争により低減され得た価格との差額について、町に経済的損害が生じている蓋然性が高い。

③継続随意契約による損害の拡大

本件は令和6年度及び令和7年度にわたり、同一事業者との随意契約が継続されている。本来、年度ごとに契約の必要性及び競争性確保の検討が行われるべきであるにもかかわらず、それがなされていないことにより、本来回避可能であった支出が継続的に発生し、損害が拡大している。

④非効率な契約手法による損害

本件業務は一体的に実施することが合理的であるにもかかわらず、年度ごとに分割して随意契約が締結されている。これにより、業務内容の重複、引継ぎや調整に要する追加的コスト等が発生し、一括して競争性のある手続により発注した場合と比較して、非効率な財政支出が生じている。

⑤財務規律の毀損による損害

地方公共団体の契約制度は、競争性・公平性・透明性を確保することにより、公金の適正支出を担保するものである。

しかし、本件のように、他事業者の検討を行わない、特定事業者を前提とす

る、随意契約を継続する、という運用は、契約制度の趣旨を逸脱し、町の財務規律を損なうものである。このような財務規律の毀損自体が、将来にわたり不適切な支出を誘発する要因となり、町に対する継続的な損害をもたらす。

⑥意思決定の歪みによる損害

町長自らが特定事業者を提案し、その事業者を前提として事業が構築されている点は、公正な意思決定を歪めるものである。これは行政の中立性及び公正性を損なうものであり、町に対する重大な無形損害を構成する。

以上のとおり、本件契約1及び本件契約2においては、最高裁判例の求める「具体的損害又はその蓋然性」は十分に充たされている。

(4) 補正後の結論

以上の補正により、本件契約1及び本件契約2に基づく公金支出は、競争性・経済性・公正性を欠く違法又は不当な財務会計行為であることが、より具体的かつ明確となった。よって、当初請求のとおり必要な措置を講ずるよう求める。

第3 住民監査請求書の受理

- 1、提出された住民監査請求書について、令和8年4月7日に監査委員による要件審査を実施した結果、補正の必要性が認められたことから、同日付けで監査請求人に対し補正を求めたところ、令和8年4月15日付けで監査請求人が補正書を提出した。
- 2、上記の補正により、本件住民監査請求は法の定める要件を具備していると認められたため、令和8年4月21日付けで受理を決定した。

第4 監査請求人による陳述

法第242条第7項の規定に基づく陳述について、令和8年4月27日に監査請求人に聴取したところ、概要は下記のとおりだった。なお、監査請求人から新たな証拠の提出はなかった。

1、A氏による陳述

本件では、町は、専門性が必要であることから、事業を遂行できるのは当該事業者しかいない等の説明をしているが、これらはいずれも随意契約の法的要件を満たすものではない。議事録上、他社検討の形跡は確認できず、他社も調査したが該当がなかったとの説明についても、調査方法や対象範囲が具体的に示されておらず、客観的根拠を欠いていることから、事後的な理由づけである疑いは否定できない。また、本件事業者であるCの業務実績は、図書館関連分野に偏在しており、本件のような生涯学習施設整備に係る総合的コンサルティングに特化した唯一の事業者であるとは認められない。業務内容も、一般的な計画策定やワークショップ運営にとどまり、同種業務を履行可能な事業者は他にも多数存在すると考えられる。

したがって、当該事業者でなくてはならないとする合理的理由は認められず、本件契約1および本件契約2は合理性を欠く不当な随意契約であると言える。

さらに、町長は、随意契約は法で認められた手法であり、何ら問題はないとの発言を繰り返している。しかし、随意契約はあくまで例外的に認められる制度であり、その適用には厳格な要件と合理的な理由が必要である。このような認識は、制度の趣旨を誤解するものであり、自治体運営の信頼を大きく損なう恐れがある。また、本件におけるプロポーザル方式についても、どのような施設を目指し、そのためにどのような選定方式が適切であるかを、十分に検討された形跡は確認できない。むしろ、コンサルタントの考えに大きく誘導され、町にとって最適な手法を選択したというよりも、若手建築家を支援する仕組みを優先した制度設計となっているのではないかと、懸念が生じている。実際に、プロポーザルにおいて報奨金を支払い、必ずしも大型建築の実績が十分とは言えない設計者にも機会を与える選定基準が採用されているが、なぜそのような基準としたのか、また、そのことが町にとってどのような利益をもたらすのかについて、合理的かつ明確な説明がなされていない。

次に、本件事業については、平成 29 年に基本構想が策定されたものの、財政不安を理由に一旦停止をされ、財政的見通しが立った段階で再開するとされていたが、令和 5 年の事業再開に当たり、町は財政見通しが立ったと説明するのみで、その具体的根拠を示していない。情報公開より取得した資料を精査しても、財政シミュレーションやリスク分析等の実施を示す記録は確認できず、合理的な調査・検討が尽くされた形跡は認められない。

地方公共団体には、大規模事業の実施に際し、将来の財政負担やリスクを適切に把握した上で、意思決定を行う善管注意義務が求められるが、本件ではこの義務が尽くされていたとはいえない。その結果、本件事業が再度停止に至っており、再開判断時当初に適切な検討がされていれば、この結果は予見可能かつ回避可能であったと判断できる。

以上により、本件事業に関する一連の判断及びこれに基づく契約支出は、合理性及び適法性を欠き、地方自治法上の違法又は不当な公金支出に該当する疑いが極めて強いものである。したがって、本件は、住民監査請求の対象となる財務会計行為に該当すると考えている。

2、B氏による陳述

(1) 陳述の主旨

本件については、契約に至るプロセスの妥当性について、監査委員として客観的に精査していただきたいと考えている。

当初の問題意識は、随意契約の妥当性が十分に検討されていないのではないかという点にあったが、関係資料を確認する中で、当該契約の決定に至る重要な検討過程の議事録が作成・保存されていないことが判明した。このことは、随意契約の妥当性以前に、意思決定過程そのものを事後的に検証できない状態にあることを意味しており、行政に求められる文書主義及び説明責任の観点から重大な問題であると考えている。

その上で本件では、内容が確定していない段階で特定業者との随意契約が前提化され、その後の意思決定全体に影響を与えている構造が見受けられるうえに、その事業者が後続の要件整理にも関与することとされており、初期段階の選定が、その後の意思決定全体に大きな影響を及ぼす状況となっている。

また、議会においては、十分な比較検討が示されないまま「問題ない」との説明にとどまり、その後の情報公開により比較検討が不十分であった可能性が明らかになった。加えて、生涯学習施設建設の事業規模についても、当初「20億円程度」と説明されていたものが、その後、約40億円規模にまで拡大しており、その経緯や前提が十分に説明されていない点も看過できない。

町においては、これまでも同様の計画が財政的理由により見直されてきた経緯があることから、本来は財政見通しや事業規模を十分に整理した上で進めるべきであったが、本件では、内容や予算の前提が定まらないまま契約やスケジュールが先行し、その結果として町民の不安を招き、事業は一度立ち止まる状況に至っている。

なお、本件のプロポーザルの進め方については、外部において一つのモデルとして紹介されている側面もあると認識しているが、設計者選定手法としての評価と、自治体の公共事業としての妥当性は必ずしも一致するものではなく、町民への説明責任や合意形成、財政的持続可能性の観点から、本件の進め方が適切であったのかについては改めて検証が必要であると考えている。

以上を踏まえ、監査委員には、町長個人の責任の有無にとどまらず、特に随意契約がその後の意思決定全体に与えた影響の大きさと、その前提となる意思決定過程の記録の欠落という問題について、重点的にご検証いただきたく、厳正な監査をお願い申し上げます。

(2) 本件住民監査請求における主な論点整理

① 契約決定過程の記録の欠落について

本件では、随意契約の決定に至る重要な検討過程の議事録が作成・保存されておらず、「誰が、どのような比較検討を行い、なぜ当該事業者を選定したのか」について、事後的な検証が困難な状態となっている。このことは、行政に求められる文書主義・説明責任の観点から問題であると考えている。

② 町としての前提整理前に特定事業者への相談が開始されていた点について

議事録上、町は当時「公共施設の再配置計画は何も作っていない」と発言しており、公共施設全体の方向性や優先順位が整理されていない段階だった。また、庁内での検討体制、住民意見の集約方法、事業の進め方、基本コンセプトといった重要事項が固まっていない段階で、特定事業者へ相談していた記録が確認できる。その後、当該事業者との随意契約が締結され、結果として、町として整理すべき議論より先に、特定事業者との関係が先行していたように見えることから、この進め方が適切だったのか、検証を求めたい。

③比較検討・調達手法選択の不十分さについて

本件では、他事業者との比較検討が十分に確認できず、随意契約を選択する合理的理由の検証過程が確認できない。また、議事録や契約理由書では、設計者選定について、当該事業者がプロポーザル方式に長けているという理由でプロポーザル方式で行うことが前提となっていたように見えるが、「なぜその手法が適切と判断されたのか」「他の調達手法(入札・随意契約等)の検討が行われたのか」について、その検討過程の記録が確認できない。

本来であれば、まず事業内容・規模・必要な機能を整理した上で、それに見合った設計者の選定手法を検討するべきだったが、本件では、事業内容が十分に固まる前に選定手法が既定路線化していたように見える点に疑問を感じている。また、随意契約の理由として「プロポーザル方式に精通していること」が挙げられていることから、そもそもなぜプロポーザル方式ありきで進められていたのかについては、重要な検証論点であると考えている。

④事業規模拡大に関する説明不足について

当初、議会に対しては「20億円程度」と説明されていたが、その後、事業規模は約40億円規模にまで拡大している。事業規模が大きく変化しているにもかかわらず、その経緯や前提条件について十分な説明が行われていたのか疑問を感じている。また、議会承認の前提となった説明内容と、その後の実際の事業規模との間に大きな乖離が生じていないか、すなわち、このことが議会の承認を得ているとあってよいのかについて、確認が必要だと考えている。

⑤財政的妥当性の検討不足について

町では、過去にも同様の公共施設計画が財政的な課題により見直された経緯があり、そのような過去の経緯があるにもかかわらず、本件では財政見通しや事業規模の妥当性について十分な整理が行われないうまま事業が進められたように見える。本来であれば、過去の経緯も踏まえ、財政負担の妥当性や持続可能性についてより慎重な検討が必要だったと考える。監査委員には、本件は首長個人の責任追及のみを目的とするものではないことから、契約手続きそのものだけでなく、意思決定プロセス全体の妥当性を検証していただき、今後の行政運営改善につながる判断をお願いしたい。また、本件に係る事業は、個人の事業ではなく、多額の税金を用いる公共事業であることから、より高い説明責任と慎重な意思決定が求められるものだと考えている。

そうした前提に照らし、今回の事業の進め方が適切であったのかについて、改めて十分な監査をお願いしたいと考えている。

第5 関係職員等の陳述

1、生涯学習課（生涯学習施設事業主管課）

令和8年4月30日に、生涯学習課長及び同主幹兼生涯学習班長の陳述を聴取したところ、概要は下記のとおりだった。

(1) 随意契約の可否の判断について

本件契約1に係る業務については、その範囲が多岐であり、遅滞なく履行できる業者には、豊富な知識と多様な実務経験が必要である。このことから、その性質又は目的が競争入札に適しないと判断し、全国でも豊富な経験を有し、町の指名入札業者にも登録をされているCと、単独見積による随意契約にて契約を締結した。

また、本件契約2については、それまでとは異なる新しい業者と契約し、生涯学習施設に係るノウハウ等を新しい業者に引き継ぐよりも、本件契約1の業務を遂行しており、生涯学習施設整備についての全体像を把握しているCと契約する必要があると判断し、Cと単独見積による随意契約にて契約を締結した。

(2) 予定価格の設定について

中井町契約規則第35条で規定されている予定価格については、両契約とも設定していない。また、両契約において徴された見積書においては、数量等を記載する箇所に「一式」という記載があるのみで、詳細がわからないものがあるが、その内容についてはCに確認を行っている。なお、当該確認した事項について、業務執行同等の随意契約の可否の判断に係る文書には明記されていない。

(3) 本件契約2に係る文書の確認

陳述の聴取において、住民監査請求書における事実証明書として添付されていなかった業務執行伺及び仕様書について、その内容を確認した。なお、業務執行伺では、当該業務を適切に遂行するためには「令和6年度から積み上げてきた生涯学習施設整備に向けた業務の全体を把握していることが不可欠である」ことから、単独見積による随意契約としたとされている。

2、総務課（契約関係主管課）

令和8年4月30日に総務課長、同主幹兼管財班長及び同技幹（契約担当）の陳述を聴取したところ、概要は下記のとおりだった。

(1) 随意契約について

①随意契約の可否の判断について

随意契約については、総務課ではなく、各事業の主管課において、中井町契約規則と法令に沿って作成された内部規定に基づいて判断し、事務を行っている。

②予定価格の設定について

中井町契約規則第35条では、随時契約ではあらかじめ予定価格を定めるものとされているが、標準歩掛等による価格設定が難しく、単独見積による随意契約でなければ契約締結が難しい場合には、設定しないこともある。

(2) 情報公開請求の経緯について

監査請求人が事実証明書を手に入れるために行った情報公開請求の経緯については、下記のとおりである。

①令和7年12月10日

監査請求人・A氏より公開請求（1回目）が提出される。

②同月23日

中井町情報公開条例第11条第1項では、公開請求があった日から14日以内に当該公開請求に係る公文書の全部若しくは一部について公開をする旨の決定又は公文書の公開をしない旨の決定をすることとされているが、公開対象文書が多岐にわたることから、同条第2項の規定に基づき、町は30日間の期間の延長を行った。

③令和8年1月23日

公開請求（1回目）に対し、町は公開決定を行った。

④同月26日

監査請求人・A氏より公開請求（2回目）が提出される。

⑤同年2月9日

公開請求（2回目）に対し、町は公開決定を行った。

※中井町情報公開条例（抜粋）

（公開請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日から14日以内に、当該公開請求に係る公文書の全部若しくは一部について公開をする旨の決定、公文書の公開をしない旨の決定、第9条の規定により公開請求を拒否する旨の決定又は当該公開請求に係る公文書が存在しない旨の決定(以下「公開決定等」と総称する。)をし、速やかに、請求者にその旨を書面により通知しなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、遅滞なく、請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。

第6 監査委員の判断

1、本件契約1について

(1) 住民監査請求の期間について

法第 242 条第 2 項では、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、住民監査請求ができないとされており、本件のように、契約の締結に係る住民監査請求においては、その契約の締結日を期間制限の判断基準日としている（東京地裁昭和 57 年 7 月 14 日判決）。本件住民監査請求書に添付された本件契約 1 に係る事実証明書を確認したところ、契約締結日は令和 6 年 4 月 15 日であり、住民監査請求日時点ですでに 1 年を経過しているが、監査請求人は、補正書において、契約締結時点においては、本件契約 1 の詳細を把握することができず、情報公開請求により入手した資料を精査することで、初めて具体的に把握することが可能となったと主張していることから、法第 242 条第 2 項ただし書にいう正当な理由の有無について検討する。

監査請求人の主張する法 242 条第 2 項ただし書にいう正当な理由の有無については、住民監査請求対象となっている財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的に見て住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合も同様であると解すべきであり、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば、客観的に見て住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に住民監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとされている（最高裁平成 14 年 9 月 12 日第一小法廷判決）。この前提に基づき、本件契約 1 について、監査請求人がその存在又は内容を知ることができたと解される時について判断することとする。

まず、本件契約 1 の存在及び内容については、令和 6 年 9 月 4 日に開催された令和 6 年中井町議会第 3 回定例会（第 2 日）の一般質問において質疑及び答弁がなされており、当該定例会の内容については、町のホームページに掲載されていることから、誰もが知りうるものである。

また、情報公開請求については、中井町情報公開条例第 11 条第 1 項では、町は公開請求があった日から 14 日以内に公開決定等をしなければならないとされており、同条第 2 項では、事務処理上の困難その他正当な理由により 14 日以内に公開決定等をする事ができないときは、その期間を 30 日以内に限り延長することができる。そうすると、本件契約 1 の存在及び内容について知りえた後、速やかに情報公開請求を行っていれば、本件契約 1 の関係資料を遅くとも令和 6 年 10 月中には入手し、住民監査請求をする事ができたと判断できる。

このように、本件契約 1 については、住民監査請求を財務会計上の行為のあった日から 1 年を経過する前に行うことができたと認めざるをえず、法第 242 条第 2 項ただし書の「正当な理由」があるとは認められない。

(2) 結論

以上により、本件契約1に係る住民監査請求については、法第242条第2項の要件を満たさないことから、却下と判断した。

2、本件契約2について

(1) 関係法令

①地方自治法

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

②地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(中略)

6 競争入札に付することが不利と認められるとき。

7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

③中井町契約規則

(随意契約)

第34条の2 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は次のとおりとする。

(1) 工事又は製造の請負 200万円

(2) 財産の買入れ 150万円

(3) 物件の借入れ 80万円

(4) 財産の売払い 50万円

(5) 物件の貸付け 30万円

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

第35条 契約担当者は、随時契約によろうとするときは、あらかじめ第16条

の規定に準じ予定価格を定めるとともに契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない。

2 次の各号の一に該当する場合は、前条の規定にかかわらず見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他の公法人と契約を締結するとき。
- (2) 法令により価格の定められているものを購入するとき。
- (3) 見積書を徴することのできない特別の事由があるとき。
- (4) 前各号のほか見積書を必要としないものと認められているとき。

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項に係る法令解釈

①第2号関係

随意契約については「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であることが契約の要件となる。ここにおいて、「その性質又は目的」とは、「契約の内容」であり、例えば、法令により契約の相手方が特定されている場合や特許権等の排他的権利の関係で特定の者でなければ役務を提供することができない場合等、特定の者以外の第三者に履行させることが、その性質上不可能であるかどうか判断基準となる。そのため、業務内容を熟知しており信頼度が高いことや、当該業務に精通していることのみをもって、契約者を限定することはできないと解する。

②第6号関係

この号における「不利」とは、価格面の有利・不利であり、下記のような事項を考慮して契約者を決定することが要求されると解される。

- ・ 契約履行中の者に履行させた場合、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき
- ・ 現に契約履行中の契約に直接関連する契約で一定の条件を満たしたとき
- ・ 早急に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなる恐れがあるとき
- ・ 契約の履行にあたり、ノウハウ・データ等の取得、業務への習熟、対象となる町民等の協力を得るための信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約を締結しようとするとき

したがって、契約に際しては、「不利となること」がある場合はその内容を具体的かつ明確にしておく必要があり、随意契約をすることがどのような点で有利であるかを、書類等で十分に確認する必要があると解する。

③第7号関係

この号における「著しく有利な価格」とは、一般的に品質、性能等が他と比較して問題がなく、かつ、予定価格(時価を基準としたもの)から勘案しても、競争入札に付した場合よりも誰がみてもはるかに有利な価格のことである。時

価に比して著しく有利であるか否か比較検討する必要から、2者以上の者から見積書を徴したり、市場調査を行ったりする等、慎重に決定することが求められると解する。なお、競争入札に付した場合よりも有利な価格になるということについては、客観性が無いことから、基本的に本号単独で随意契約の適否を判断するのではなく、他の号における基準と併せ総合的に判断する必要がある。

④解釈の総括

普通地方公共団体においては、法の規定により、売買、貸借、請負その他の契約の原則的方法は競争入札とされており、随意契約は、競争の方法によることなく任意に特定の者を選んで契約を締結する例外的方法である。そのことから、法施行令第167条の2第1項に係る上記①から③をはじめとする解釈のもと、客観的かつ論理的な理由を明確にしたうえで、随意契約は行われるべきものである。

ただし、法施行令第167条の2第1項における文言は抽象的であることから、随意契約の締結においては、羈束裁量だけではなく、普通地方公共団体による自由裁量が入ることが免れないこともまた事実である。そして、行政が創造的な政策を実現する場合においては、この自由裁量による判断は必要不可欠なものであることから、法施行令が必要以上にその自由裁量による判断を抑制すべきものではないと考える。そのことを考慮したうえで、本件契約2においては、裁量権の逸脱又は濫用の有無に重点を置き、その違法性及び不当性を判断するものとする。

(3) 本件契約2に係る事実関係

- ①町では、中井町契約規則と内部規定に基づいて随意契約についての判断を行い、中井町契約規則第35条で規定されている予定価格については、価格設定が難しく、単独見積による随意契約でなければ契約締結が難しい場合には、設定しないという判断を行うこともある。
- ②本件契約1に係る業務について、町は、その性質又は目的が競争入札に適しないとの判断により、全国で豊富な経験を有し、町の指名入札業者にも登録をされているCと単独見積による随意契約にて契約を締結し、本件契約2についても、それまでとは異なる新しい業者と契約し、生涯学習施設に係るノウハウ等を新しい業者に引き継ぐよりも、本件契約1の業務を遂行しており、生涯学習施設整備についての全体像を把握しているCと契約する必要があるとの判断により、Cと単独見積による随意契約にて契約を締結した。
- ③中井町契約規則第35条で規定されている予定価格については、両契約とも設定しておらず、両契約において徴された見積書においては、数量等を記載する箇所に「一式」という記載があるのみで、詳細がわからないものがあるが、その内容についてはCに確認を行っているものの、当該事項について、業務執行同等の随意契約の可否の判断に係る文書には明記されていない。

(4) 本件契約2の違法性及び不当性の判断

町は、本件契約2において、Cは本件契約1の受託事業者であり、業務を適切に遂行するためには、生涯学習施設整備の全体を把握している事業者との契約締結が不可欠であることを理由に、同社と随意契約を締結している。本件契約2の業務は、生涯学習施設の管理や運営が適切に行われることを目的に、施設の利活用に向けた運営方針の検討及び町と当該施設設計者の業務遂行の支援を行うことである。このような業務内容を鑑みると、Cについて、専門的な知識やノウハウに加え、当該施設に係る業務実績があると認め、また、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが適当ではないとして、町が本件契約2を随意契約によって締結したことは、自由裁量の範囲を超えるものではなく、裁量権の逸脱又は濫用であるとは認め難い。

しかし、中井町契約規則第35条第1項では、同条第2項の各号に該当しない限り、「随時契約によろうとするときは、あらかじめ第16条の規定に準じ予定価格を定めるとともに契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない。」とされているところ、本件契約2においては、予定価格の設定はされておらず、単独見積によって締結がされている。中井町契約規則第35条における趣旨は、法施行令第167条の2第1項第7号で求められている随意契約における金額の適正性の確保にあることから、予定価格の設定、また、予定価格の設定が困難である場合にはその判断根拠が明確にされているべきである。本件では、予定価格の設定が困難であることの明確な理由が業務執行同等の文書に明記された上であれば、予定価格を設定しないと判断することもできると思われるが、契約において徴した見積書には「一式」という抽象的な表現の記載が複数箇所あり、それらの詳細を十分に把握したうえでなければ、予定価格の設定の可否の判断ができないはずである。そして、「一式」の内容を把握しており、そのうえで予定価格の設定が困難というのであれば、法施行令が普通地方公共団体に求めている法の趣旨を鑑みるに、そのことを業務執行同等の随意契約に係る文書に明記したうえで、判断すべきだったと考える。また、単独見積での随意契約の締結については、Cは当該施設に係る先行契約における業務実績はあるものの、特許権等の排他的権利を有している等の理由があるわけではないことから、2者以上の事業者から見積書を徴さないのであれば、中井町契約規則第35条第2項の各号に該当するような見積書の徴取を省略できる理由が明確にされているべきである。本件契約2における業務執行同等では、生涯学習施設整備に向けた業務の全体を把握していることが単独見積による随意契約の理由としているが、法施行令第167条の2第2号の趣旨からすると、中井町契約規則第35条第2項の各号に該当するような理由の有無の判断については、さらなる精査が必要だったと思われる。

以上のことから、本件契約2については、その契約締結において、必要とされる事務手続きが行われていない可能性がある。

(5) 本件契約2により生じる損害についての判断

監査請求人は、一般的に普通地方公共団体の委託業務においては、競争入札や複数見積により概ね5～15%程度の契約金額の低減が見込まれることから、本件契約1及び本件契約2の締結により、少なくとも数十万円から200万円程度の過大支出が生じた可能性があると主張している。本件契約2については、上述のとおり、予定価格が設定されず、2者以上の事業者から見積書を徴していないことにより、その競争性が失われていた可能性がある。

しかし、本件契約2の締結によって、町に損害が生じているというためには、一般論として高い蓋然性が認められるというだけでは十分でなく、適正な契約金額を超えていることが町の財政に損害を与え、さらに、そのことが住民全体の利益に反するものであるとする具体的な根拠が認められなければならない。この適正な契約金額については、競争のもとになされた場合の価格等を認定すべきこととなるが、根拠となる資料等はなく、本件における監査の中で、その損害について判断することはできなかった。そのため、本件契約2の契約金額について、競争入札や複数見積により契約金額が低減されるという事実を確認することができず、具体的な損害が町に発生していると認めることはできない。

このことから、本件契約2については、上記(4)のとおり、その契約締結において必要な事務手続きが行われていない可能性があるものの、具体的な損害が町に発生しているとは認められず、また、このことが法の趣旨を没却させるような違法であるものとは認められない。

(6) 結論

住民監査請求においては、たとえ違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実があったとしても、そのことが町に損害をもたらすと認められない場合は、請求の対象にならない(最高裁平成6年9月8日第一小法廷判決)とされていることから、本件契約2に係る住民監査請求については、上述のとおり理由がないものとして、棄却と判断した。

第7 付帯意見

本件住民監査請求における監査の結果は以上のとおりであるが、本件監査を通じて、次のとおり意見を述べる。

本件契約2においては、上述のとおり、必要とされる事務手続きが行われていない可能性があることから、契約の締結においては、法令等を遵守するだけでなく、その規定が普通地方公共団体に求める趣旨を十分に理解し、町民から違法性又は不当性に係る疑念を抱かれることのないよう業務を遂行すべきと考える。また、先行する契約により得られた知識やノウハウ等が後続する契約の履行に必要な場合については、先行する契約における仕様書等において、後続する契約の履行に必要なデータ等を可

能な限り町に提供する旨を定める等の取り組みを行うことで、後続する契約において業者選定における柔軟性の確保に努めることを求める。

住民監査請求の審査に当たり、監査対象である行為の違法性又は不当性の判断にとどまらず、これらを付帯意見として申し添える。

第8 補足

本件契約1及び本件契約2について、住民監査請求書及び補正書の本文中においては、両契約を総じて「本件契約」と記載されているが、それぞれ契約内容及び契約期間が異なり、監査を行う上でも別契約として扱うことが適当であると判断したことから、修正を行ったものである。

なお、住民監査請求書及び補正書の本文中並びに監査請求人の陳述において、財務会計上の行為以外に係る事項が見受けられたが、請求の要旨において、住民監査請求の対象が本件契約1及び本件契約2であることが明記されていることから、本件契約1及び本件契約2にかかる契約の締結についてのみ、監査を実施した。